第69号議案　藤枝市行政不服審査会条例

新たに行政不服審査会を設置する法改正による条例制定により「不服申し立て」を「審査請求」に改める事になる。

この条例は、昨年6月に国会で成立した行政不服審査法改定に伴い、本市でも条例をさだめるもの、具体的には、議案説明会の文字を借り増すと審理手続きの適正性や審査長の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するというものです。さらに、附属機関として「藤枝市行政不服審査会」を設置するものというものです。

国会での議論で、特に問題となったのは、現在の不服申し立て制度のなかで、異議申し立てをなくし審査請求に一元化する事、国民の行政処分に対する権利救済の制約になる点が問題となりました。

法が成立しましたから、この条例が提案されているわけですが、本市の不服申し立て制度の中で、この法改正条例提案により市民の権利が制約されることにならないか、質問いたします。

1. 本市において市長が決定した事項に対し、その市からの決定通知を市民が受け取ってから60日以内に市民が首長に対して行える現行の「異議申し立て」、市所管事項（保育料、税額の決定など多岐にわたっているが）が認められています。その権利は、この条例でどうなるのか。
2. 国会議論では、「不服申し立ての一本化」と称し、その異議申し立てが廃止され、大臣あての審査請求だけになる。それが主な愚論になったのだが、市の不服申し立て制度で、その手段がなくなった場合、現在の異議申し立ての中で行っている参考人や本人の意見陳述、鑑定の要求権利がなくなるのか。そうであるならば、市民の権利がかなり制約されることになるがそれになりかわる救済措置が新たに定める条例中の審査請求の中に位置づけられているか。
3. 現在市の不服申し立てにおいて、60日以内の異議申し立ての他に、処分の取り消しを求める首長あての行政訴訟を起こす権利が認められている（6か月以内）、異議申し立てを起こしそれがかなわなかった場合でも改めて行政訴訟を起こす事も出来るのだが、こうした処分の取り消しを求める取り消し訴訟の権利の扱いはどうなるのか。
4. 首長任命で新たに設置される「行政不服審査会」は、市民の意見がどれだけ反映された任命になるのか。議案によれば、委員5名とし優れた識見を有し、かつ公正な判断をする事が出来るものから市長が任命するときわめて曖昧な定義だが、その具体的な手立てがあるのか。

答弁は、すべて現行の状況は従来通りだと。審査請求期間の延長など、むしろ改良もある。さくっと、かつ大きな声で自信満々にいわれましたが、初めて聞く市民にはよくわからないと思うし、私自身も国会の議事録を調べてきましたので、それをもとに、少し具体的に確認をしたい。

一点目の異議申し立てがなくなるか否かについて、審査請求に用語を変えただけであり不服を申し立てる権利としては従来通り。つまり市政においは、国政と違ってその全てを市長が決定する事である。国政においては例えば道路運送車両に関する事であれば、異議申立先は地方運輸局長だが、審査請求はもっと上級の国土交通省で、それを審査請求に一元化するので異議申し立てがなくなる。市政の決定事項は市長以上のものはないので、審査請求に用語を変えても、市長に対する異議申し立てを含めた不服を申し立てる権利は従来通りであるか。

二点目の口頭の意見陳述についても、新法の中で31条34条にあり、そこには確かに意見陳述が出来る機会を与えなければならないとあります。国政の例だと、異議申し立ての機会がなくなるので、意見陳述もなくなるが、処分権者が市長である市政に対しては、1点目と連動する話でなくならないということ。

三点目の行政訴訟の可否は、従来通りできるという事だが、国会においての議論は地方に関する問題で国が処分権を持つ事柄であれば、わざわざ東京の大臣の所にまで審査請求に行かなかればならない。それは国民の権利を事実上封じ込めるというものだが、市政においての行政訴訟はこれまで通り行えるし、市長が決定する藤枝の事であれば東京などに行かなくても静岡地裁で従来通り争えるのか。

3点がその通りであれば、問題ないと私の所属する党の中央本部にも確認してある。考えるが。再度確認